

法科大学院基準に関する自己点検・評価のポイント及び留意点等 (2026年度版)

(2026年3月11日)

本自己点検・評価のポイント及び留意点等は、過去の法科大学院認証評価の実績から、評価を申請する法科大学院（以下、申請法科大学院という。）において、自己点検・評価の際に参照いただきたいポイント及び評価時に留意しておくべき点やその取扱いをまとめたものです。また、過去の法科大学院認証評価結果において指摘した事項についても記載しています。したがって、申請法科大学院は、評価の準備に際して過去の取扱いを参考にしてください。

評価者は、これらの過去の事例を参考に個々の法科大学院を評価するものとします。

この自己点検・評価のポイント及び留意点は、法務系専門職大学院認証評価委員会が管理し、評価結果を踏まえ適宜更新します。

<各評価の視点に対する項目について>

■関連する法令、 No、条項	当該の評価の視点に関連する法令です。自己点検・評価の際に参照してください。
■自己点検・評価の ポイント	評価の視点に照らして、申請法科大学院が自己点検・評価をする際に自己点検・評価報告書に記載していただきたい事項を列記しています。評価者もこれに沿って現状の把握を行うため、申請法科大学院は、「点検・評価報告書」に、当該ポイントを踏まえた取組み・実行について記述するようにしてください。
■留意点	これまでの評価事例に基づき、評価者が評価する際に留意している点を記載しています。 「なし」と記載されている場合は、前例がないものであり、今後、評価実績を重ねるなかで留意点が増えることがあります。 申請法科大学院は、自己点検・評価の際に、これらを参考とすることが望まれます。なお、基礎要件データに記載されている部分は省略しています。
■想定根拠資料	「点検・評価報告書」の【現状の説明】での記述に対して想定される根拠資料を記載しています。申請法科大学院においては、ここに記載のない根拠資料も記述内容に合わせて提出することが求められます。
■過去の評価結果に おける指摘事項例	過去の法科大学院認証評価結果において提言等を付した事項のうち、当該評価の視点に関連した指摘事項で、第5期においても参考になる例を示しています。評価の視点及び留意点に対応して記載しています。

目次

※下線部から該当箇所へリンクできます。

1 使命・目的

項目：目的の設定 (評価の視点 1-1、基礎要件データ表 1)

2 教育課程・学習成果、学生

項目：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針

(評価の視点 2-1、基礎要件データ表 2、3)

項目：教育課程の設計と授業科目 (評価の視点 2-2、基礎要件データ表 4、2-3、2-4)

項目：法律実務に必要な能力を養う授業科目 (評価の視点 2-5)

項目：教育の実施 (評価の視点 2-6～2-8、基礎要件データ表 5～7)

項目：学習成果 (評価の視点 2-9、基礎要件データ表 8、2-10～2-12、表 9)

項目：学生の受け入れ (評価の視点 2-13、2-14、基礎要件データ表 10)

項目：入学者の多様性の確保 (評価の視点 2-15)

項目：適正、能力等の評価及び判定 (評価の視点 2-16、2-17)

項目：学生支援 (評価の視点 2-18～2-23)

3 教員・教員組織

項目：教員組織の編制方針 (評価の視点 3-1)

項目：教員組織の編制 (評価の視点 3-2、基礎要件データ表 11～18)

項目：教員の募集・任免・昇格 (評価の視点 3-3)

項目：教員の資質向上等 (評価の視点 3-4、3-5)

項目：教育研究条件・環境及び人的支援 (評価の視点 3-6)

4 法科大学院の運営と改善・向上

項目：法科大学院の運営 (評価の視点 4-1～4-3)

項目：自己点検・評価と改善活動 (評価の視点 4-4、4-5)

項目：社会との関係、情報公開 (評価の視点 4-6、基礎要件データ表 19、4-7、表 20)

1 使命・目的

項目：目的の設定

1-1 法科大学院制度の目的及び設置大学の理念・目的を踏まえ、個別の法科大学院の理念・目的を設定していること。
■関連する法令、No、条項
「大学院」第1条の2
■自己点検・評価のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院の理念・目的の明確性 ・法科大学院制度の目的との整合性 ・大学の理念・目的との整合性
■留意点
なし
■想定根拠資料
<ul style="list-style-type: none"> ・設置大学の理念・目的を示す資料（規程類） ・固有の目的を示す資料（規程類）
■過去の評価結果における指摘事項例
なし

基礎要件データ表1：固有の目的を定めた学則等
 （固有の目的を学則等に定め、公表していること）

■過去の評価結果における指摘事項例

- ・理念・目的及び教育目標をパンフレットに記載していない。(H21 愛知学院)

2 教育課程・学習成果、学生

項目：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針

2-1	法科大学院制度の趣旨を反映し、修了時に学生が身に付けるべき資質・能力（学習成果）を明示した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育内容・方法を明示した教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法を明示した学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を適切に定めていること。その際、学位授与方針を起点とし、3つのポリシーが適切に連関し、教育の方向性を明確に示していること。
■関連する法令、No、条項	
「学教法施規」第165条の2	
■自己点検・評価のポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与方針の策定、修了時に学生が身に付けるべき資質・能力（学習成果）の明示 ・教育課程の編成・実施方針の策定、教育内容・方法の明示 ・学生の受け入れ方針の策定、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等の明示 ・3つのポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）の連関 	
■留意点	
なし	
■想定根拠資料	
<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与方針 ・教育課程の編成・実施方針 ・学生の受け入れ方針 	
■過去の評価結果における指摘事項例	
なし	

基礎要件データ表2：3つのポリシー （学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定・公表していること） （教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定・公表していること） （学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定・公表していること）
■過去の評価結果における指摘事項例
なし

基礎要件データ表3：学位の名称 （分野の特性や教育内容にふさわしい名称を学位に付していること）
■過去の評価結果における指摘事項例

なし

項目：教育課程の設計と授業科目**2-2 【重要視点】**

教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を適切に編成していること。その際、学生による履修が段階的かつ体系的に行えるよう、下記の点を踏まえていること。

- (1) 授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目など適切に分類していること。
- (2) 法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり授業科目をバランスよく開設していること。
- (3) 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切な配慮を行っていること。
- (4) 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、科目配置、授業の内容、履修方法等について工夫していること。
- (5) 在学中の司法試験の受験資格取得に対応した教育課程上の工夫をしていること。

参考 基礎要件データ表4：法科大学院の教育課程 ※評価項目(2)(3)に関連

■関連する法令、No、条項

- (2) 「専門院」第20条の3、「告示第53号」第5条
- (3) 「専門院」第20条の3、「告示第53号」第5条第2項
- (5) 令和2年6月22日文部科学省高等教育局専門教育課事務連絡（在学中受験資格の導入に伴うカリキュラム等の工夫例）

■自己点検・評価のポイント

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・授業科目の適切な分類
- ・法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のバランスに配慮した開設
- ・学生の履修偏重防止のための配慮
- ・法理論教育と法律実務教育の架橋の工夫
- ・在学中受験の資格取得に対応した教育課程上の工夫
- ・在学中受験も含め、最終学年に様々な属性の学生が在籍することに対する教育課程上の工夫・配慮

■留意点

- 1 基礎要件データ表4の留意事項1～5を参照し、さらに、履修が段階的かつ体系的に行えるよう教育課程を編成していること。

■想定根拠資料

- ・法科大学院の教育内容、履修方法などを記載したもの（学生便覧、履修要項等）

■過去の評価結果における指摘事項例

基準(2)に関する指摘事項例

- ・法律基本科目に家族法を取り扱う科目がなく展開・先端科目群に対応する科目が設

置されていること、また法律基本科目に修了要件に算入されない科目が存している
 がいずれも本来的には算入すべき内容であることを勘案すると、法律基本科目に過
 度に傾斜したカリキュラム編成となっている。(H26 愛知学院)

基準(3)に関する指摘事項例

- ・修了要件単位数のうち、法律基本科目の占める割合が高く、前回の法科大学院認証評
 価時と比較してもさらに法律基本科目に傾斜した履修制度になっていることがうか
 がるため、学生の履修が特定の科目区分に偏らないよう科目配置の検討が望まれ
 る。(R05明治)

基準(4)に関する指摘事項例

- ・理論と実務の架橋を意識して密接な意思疎通や連携を図るための組織的対応という
 点で不十分であり、架橋を図るための工夫に向けての一層の取組みが必要である。
 (H21 愛知学院)

基礎要件データ表4 留意事項1に関する指摘事項例

- ・商法に関する講義科目がいずれも選択必修、選択科目となっており、これらの科目を
 学生が選択しない場合、商法の基礎知識の修得なく演習形式へ進むことに繋がる。体
 系的な教育課程の編成、学生の系統的・段階的な履修に問題が生じるため、改善され
 たい。(H29 法政)

基礎要件データ表4：法科大学院の教育課程

(法科大学院は、所定の授業科目を開設していること。)

■過去の評価結果における指摘事項例

※評価の視点2-2の指摘事項例参照

2-3 遠隔授業やe-learning等の時間的・空間的に柔軟な形態で授業を行っている場合、
 使命・目的の達成につながる十分な教育効果を上げることのできる、適切な内容及
 び方法となっていること。

■関連する法令、No、条項

「大学院」第8条第2項、第9条

■自己点検・評価のポイント

- ・遠隔授業やe-learning等の実施に係る考え方
 - ・遠隔授業の導入事例、当該科目を時間的・空間的に柔軟な形態で実施するうえでの内
 容・方法の適切性
- ※遠隔授業やe-learning等を用いた教育を実施している場合に自己点検・評価する。実
 施していない場合は、該当なしとする。

■留意点

なし
■想定根拠資料
<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔授業や e-learning 等の実施に係る規程・申合せ・運用基準等 ・遠隔授業や e-learning 等を行っている科目名称と、当該科目の内容及び方法がわかる資料（学生便覧・履修要項、シラバス等）
■過去の評価結果における指摘事項例
なし

2-4 授業時間帯や時間割は、学生の履修に支障がないものであること。
■関連する法令、No、条項
なし
■自己点検・評価のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・授業時間帯、時間割の編成に関する実態 ・授業時間帯や時間割に係る学生の履修への配慮
■留意点
なし
■想定根拠資料
・授業期間や授業回数などを記載したもの（年間授業時間割表、学年暦等）
■過去の評価結果における指摘事項例
なし

項目：法律実務に必要な能力を養う授業科目

2-5 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等を実施している場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みを学内の規則で整えたうえで、学生に対して適切な指導を行っていること。また、それらは臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制の下で指導を行っていること。
■関連する法令、No、条項
なし
■自己点検・評価のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務に関する仕組みに係る規程の整備および学生への指導 ・リーガル・クリニックやエクスターンシップ等に関する科目の内容の適切性 ・明確な責任体制のもとでのリーガル・クリニックやエクスターンシップ等の実施 <p>※基礎要件データ表4留意事項2③にリーガル・クリニック、エクスターンシップ等の科目開設状況を記載するため、ここではその内容等を記載する。</p>
■留意点

なし
■想定根拠資料 <ul style="list-style-type: none"> ・リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、その守秘義務に関する仕組みに係る規定（研究科規程等） ・リーガル・クリニックやエクスターンシップが実施されている場合、その実施要綱 ・受入先・実施状況等が把握できる資料
■過去の評価結果における指摘事項例 <ul style="list-style-type: none"> ・臨床科目の実施に関する守秘義務についての明文規定がない。(H20 南山、R04法政) ・エクスターンシップの制度が変更され、座学中心型のクラスに受講者の多数が集中しているため、その制度設計や講座の内容等に、実務実習科目としての実態が損なわれないよう工夫されたい。(H20 甲南)

項目：教育の実施

2-6 【重要視点】 教育課程の編成・実施方針を踏まえ、双方向・多方向の討論や質疑応答など法曹養成のための実践的な教育方法のほか、法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力）及びその他の専門的学識の応用能力を涵養するための授業方法を適切に取り入れていること。その際、授業方法が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないこと。
■関連する法令、No、条項 「連携法」第4条第2号～第3号、「専門院」第8条、第20条の5
■自己点検・評価のポイント <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施方針と教育方法の整合性 ・双方向・多方向の討論・質疑応答など法曹に必要な実践的な教育を実施するための授業方法 ・法曹人材に必要とされる応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述能力）を修得するための授業方法 ・応用能力の涵養のための特色ある授業方法 ・法科大学院制度の趣旨に照らした授業方法の適切性 ※授業における司法試験の問題・答案の活用を禁ずるものではない。ただし、その活用が留意点に示すような過度な司法試験対策となっていないかを自己点検・評価し、説明すること。
■留意点 <ol style="list-style-type: none"> 1 過度な司法試験受験対策に該当するものには、多様な形態が存在すると考えられる

が、司法試験での答案の作成方法に傾斜した技術的教育や理解を伴わない機械的な暗記をさせるものになっていないこと。

■想定根拠資料

- ・法科大学院の教育方法などを記載したもの（学生便覧、履修要項等）

■過去の評価結果における指摘事項例

- ・「刑事法演習」について、刑法及び刑事訴訟法の問題起案（答案作成）が中心になっており、司法試験向けの答案練習指導に特化している疑いが強い。**(R04法政)**

2-7 学生の円滑な学習のため、下記のような取組みを行っていること。

- (1) 法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえたシラバスを作成し活用していること。
- (2) 法学未修者と法学既修者といった区分のみならず、在学中受験を希望する学生等に応じた効果的な履修指導が行われ、また全体としてオフィスアワーを活用するなど支援が効果的に行われていること。
- (3) 長期履修制度の導入や、科目履修制度を含む入学前の学習機会の提供等、各法科大学院の状況に応じた未修者教育の充実を図るための取組みを行っていること。

■関連する法令、No、条項

- (1) 「専門院」第10条第1項、(2)(3)なし

■自己点検・評価のポイント

(1) について

- ・各科目の到達目標、授業計画、使用教材、成績評価方法等が明示されたシラバスの整備
- ・シラバスの記載内容の充実や確認を行う体制
- ・シラバスの学生への明示、内容変更時の学生への説明方法

(2) について

- ・学生の属性に応じた履修指導の体制・方法
- ・専任教員が学生の学習を支援する体制・方法（例：学生との面談の実施、オフィスアワーの設定）

(3) について

- ・未修者教育の充実に向けた取組み

※補助教員による学習支援については、別途（評価の視点 2-19）記載するため、本視点では主に専任教員が関わる取組みについて記載する。

■留意点

- 1 入学前の指導については、授業の前倒しになっており、入学前指導を受けていないと本来の授業に入っていけないなどの状況になっていないこと（ただし、法曹コースを除く）。

■想定根拠資料

- ・授業計画、科目概要など授業内容、成績評価内容を示した冊子等（講義要項、シラバス等）

<ul style="list-style-type: none"> ・予習・復習のために学生に配布した資料 ・ガイダンス等での履修指導の状況が把握できる資料 ・オフィスアワーの仕組みやその周知に関する資料 ・オフィスアワー以外の専任教員による学習支援に関する資料 ・学習支援・相談体制について学生の利用状況や相談内容が確認できる資料 ・未修者教育の充実に向けた取組みに関する資料
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <p>基準（1）に関する指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1つの科目について、複数の教員が各クラスを個別に担当する場合にも同一シラバスが使用され、その結果、抽象的な項目が列挙されているに過ぎないものが多い。各自個別にシラバスを作成するか、授業計画、授業内容について教員同士で密接に協議してシラバスの内容を充実させる努力を行う等、シラバスの記載方法・内容について、改善が必要である。(H20 日本) <p>留意点に関する指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約半年におよぶ「入学前学習プログラム」については、その実施期間、回数に鑑みれば、入学後のカリキュラム履修の円滑さを促進するガイダンスの程度を越えて、実質的には入学後のカリキュラムの一部の前倒しといえる。(H20 桐蔭横浜)
<p>2-8 教育を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設・設備をハード・ソフト両面から整備し、かつ、以下の点を踏まえて適正な学生数で利用していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 効果的な学修のために、基本として1つの授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすること。 (2) 法律基本科目については、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数を法令上の基準（50名以下）に従って適切に設定していること。 (3) 個別的指導が必要な授業科目（リーガル・クリニックやエクスターンシップ等）については、それにふさわしい学生数を設定していること。
<p>■関連する法令、No、条項</p> <p>「専門院」第17条、「大学院」第19条</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「専門院」第20条の4第1項 (2) 「専門院」第20条の4第2項 (3) なし
<p>■自己点検・評価のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室その他必要な施設・設備のハード・ソフト両面からの整備状況 (1) について ・1つの授業科目あたりのクラスサイズの設定 ・少人数での授業による効果的な学修 (2) について ・法律基本科目に該当する科目の学生数の適切性（50名以下となっているか）

(3) について ・学生への個別的な指導が必要な科目でのクラスサイズの設定、実態
■留意点
なし
■想定根拠資料
・法科大学院施設の概要・見取り図等 ・教育研究に使用しているソフトウェアに関する資料
■過去の評価結果における指摘事項例
基準(1)～(3)に関する指摘事項例 ・法律基本科目及び法律実務基礎科目の適正学生数を超過している。(H20 甲南) ・基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の受講者数が多いため、講義科目か演習科目か等科目特性を踏まえ適切な授業規模を設定すべきである。(H24 慶應義塾) ・模擬法廷は、授業を主に実施している建物から距離があることから、授業間の休憩時間に学生が移動する負担に鑑みると、設置場所の改善が求められる。(R05明治)

基礎要件データ表5：単位の設定 (学生の学習時間等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定していること)
■過去の評価結果における指摘事項例
・「フォローアップタイム」(時間割上、法律基本科目の授業の後に「補習」と位置づけられている)は、授業時間の延長であるとするならば、実質的にはこれらの科目の授業時間だけを長く定めていることになる。(H19 慶應義塾) ・法律基本科目群の演習科目が、他の講義科目と授業時間が同一であるにも関わらず1単位とされている。(H20 関東学院)

基礎要件データ表6：単位の上限設定 (適切な履修が可能となるよう、履修登録できる単位数の上限を設定していること)
■過去の評価結果における指摘事項例
・履修登録上限単位数に集中講義が含まれていない。(H20 桐蔭横浜)

基礎要件データ表7：他の大学院又は入学前において修得した単位の認定 (他の大学院等において修得した単位を適切な方法により認定していること)
■過去の評価結果における指摘事項例
なし

項目：学習成果

<p>2-9 【重要視点】</p> <p>成績評価、単位認定及び課程修了認定の方法及び基準を設定し、これをあらかじめ学生に明示したうえで、明示された方法及び基準に基づいて公正かつ厳格に行っていること。なお、追試験・再試験を行う場合、あらかじめ明示された客観的かつ厳格な基準に基づいて実施し、評価方法・基準についてもあらかじめ学生に明示したうえで、公正かつ厳格に行っていること。</p>
<p>参考 基礎要件データ表 21：学位授与の状況に関連</p>
<p>■関連する法令、No、条項</p> <p>「専門院」第10条第2項</p>
<p>■自己点検・評価のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シラバス等における成績評価・単位認定の方法・基準の明示 ・追試験や再試験の実施基準、成績評価方法・基準の明示 ・公正かつ厳格な成績評価、単位認定の実施 ・成績評価・単位認定の厳格性を担保する取組み ・課程修了認定の方法及び基準の明示
<p>■留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 客観的かつ合理的な成績評価及び単位認定の方法及び基準があらかじめ定められ、明示されていること。 2 成績評価及び単位認定については、学生が授業に相当回数出席していることを前提に単位を付与していること。また、出席していること自体を加点事由としないこと。 3 成績評価及び単位認定の結果が、あらかじめ明示された相対評価の割合に合致した分布となっていること。また、評定の段階分けを細かくする等により、成績評価やGPA値の引き上げ操作等が行われていないこと。 4 追試験・再試験については、定期試験（本試験）と同一又は極めて類似した内容の問題が出題される等、実質的な救済措置となっていないこと。
<p>■想定根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価、単位認定及び課程修了認定の方法・基準を明示している規則、学生便覧、履修要項等 ・成績分布表 ・単位に関わる試験、再試験、追試験等の実施要項 ・各科目試験（追試験・再試験を含む）の問題及び学生の答案（過去3年分）
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <p>留意点1に関する指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価・単位認定に関し、総合評価の基準・割合がシラバス上明瞭でなく問題である。(H20 日本)

<ul style="list-style-type: none"> ・法律基本科目群の必修科目以外の科目について、成績評価の基準が策定されておらず、一部科目において厳格な成績評価がされているとは認めがたい。(R04法政)
留意点2に関する指摘事項例
<ul style="list-style-type: none"> ・出席の取扱いが不明確であり、一部加点事由としているような科目も見られる。(H20 南山)
留意点3に関する指摘事項例
<ul style="list-style-type: none"> ・成績分布の割合が遵守されていない科目が複数存在している。(H30 明治)
留意点4に関する指摘事項例
<ul style="list-style-type: none"> ・再試験の出題に関して、定期試験よりもレベルを引き下げている例や、定期試験と再試験の問題の相当程度の部分が同一である例が認められる。(H25 中京) ・追試験における公平かつ厳格な成績評価を担保するため、追試験において定期試験(本試験)と同一または極めて類似した内容の問題が出題されることがないように、作問に関する方針の申し合わせを行うなど、厳正な追試験実施のための組織的な検討が求められる。(R05明治)

基礎要件データ表8：課程修了の要件 (課程の修了認定に必要な在学期間及び修得単位数を適切に設定していること)
■過去の評価結果における指摘事項例
なし

2-10 1年次終了に必要な単位数を修得できない学生、共通到達度確認試験などの結果において成績不良の学生に対し、進級を制限するなどの措置を講じていること。
■関連する法令、No、条項
なし
■自己点検・評価のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・成績不良な学生を確認する方法(例：1年次終了時点での修得単位数の確認、共通到達度確認試験の結果の確認等) ・進級制限など成績不良な学生への措置(要件・基準とその適用状況) ・進級制限の要件・基準 <p>※留年、退学者数等は基礎要件データ表22で記入するため、点検・評価報告書への記載は不要。</p>
■留意点
<ol style="list-style-type: none"> 1 共通到達度確認試験を、法学未修者の教育の質の保証の観点から各法科大学院が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図るために利用していること。 2 共通到達度確認試験が、実質的な進級の救済措置となっていないこと。

<p>■ 想定根拠資料</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 進級に関する規則等 ・ 共通到達度確認試験の結果の取扱いに関する規則等
<p>■ 過去の評価結果における指摘事項例</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法学未修者の1年次から2年次への進級要件として、法律基本科目必修30単位のうち18単位の単位修得で進級可としていることにつき、相対的に緩やかな進級制限制度であると判断されるので、その単位修得認定が安易に流れないように留意するとともに、無理な進級により段階的履修を確保する観点からの問題を生じないか検討し、未修得のため再履修する必要がある科目について、次年度必修科目の時間配置との関係で履修に障害を生じないような対策をとる等の、慎重な運用が求められる。 (H20 関西) ・ 2年次から3年次にかけての進級制限が存在せず、その結果、3年次の留年者が多数存在している。(H25 中京) ・ 1年次終了時における所定の進級要件を満たさない場合でも、共通到達度確認試験の成績により要件の補充を認めることは、同試験の本来的な利用方法のありかたに照らし問題がないとはいえない。(R04慶應義塾、R04法政) ・ 共通到達度確認試験などの結果は、進級の可否の考慮要素ではなく、単位数とGPAが進級の可否の考慮要素であり、共通到達度確認試験の結果が悪ければ、成績評価が下がり、その結果、GPAが下がるため、進級の可否に間接的に影響を与えるものすぎない。このような仕組みが共通到達度確認試験における成績不良の学生に対し、進級を制限するなどの措置として適切かどうかについて検討し、共通到達度確認試験のうち前期開講科目対応分の成績も進級の可否の判断に反映させることが望まれる。(R05同志社) ・ 共通到達度確認試験につき、学生が試験を目標に勉学に取り組むよう、学習を促すための教育課程の一環と位置づけることができるように、成績評価(進級要件)での利用も含め、積極的な検討を加えることが望まれる。(R05南山)
<p>2-11 成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。</p>
<p>■ 関連する法令、No、条項</p>
<p>なし</p>
<p>■ 自己点検・評価のポイント</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みの整備 ・ 仕組みの学生への周知 ・ 仕組みの適切な運用

■留意点
なし
■想定根拠資料
・成績評価の問い合わせに関する規則、学生への周知資料
■過去の評価結果における指摘事項例
<ul style="list-style-type: none"> ・成績評価に関する個別の問い合わせの対応は行われているものの、組織としての成績不服申立制度の構築が十分とはいえない。(R04慶應義塾) ・成績評価に関する問い合わせ対象となる科目が一部にとどまっており、評価の理由に関する照会や調査後の再度の申立には応じていない。特に、進級等に関係する法律基本科目においては、合否判定に対する再申立を認めるとともに、担当教員以外の教員も関わって調査するなど、成績評価の公正性・厳格性を担保するための仕組みの整備について検討を要する。(R04法政) ・成績評価に対しては成績疑問調査制度が設けられ、学生からの個別の質問に回答する体制は整えられているものの、学生からの成績不服申立てに対して第三者によるクロスチェックを行うための不服申立制度が設けられていないため、不服申立制度の要否及び制度を設けるとした場合の具体的な実施手続について、今後の検討が望まれる。(R05南山)

2-12 【重要視点】
組織的な教育課程・方法等の改善・向上を図っていること。そのために、学生や修了生の意見を聴取し、司法試験の合格状況、標準修了年限修了者数及び修了率に関する情報、修了者の進路、修了生や学生の意見を把握・分析し、学位授与方針に示した学習成果を検証し、その結果を活用していること。
■関連する法令、No、条項
「専門院」第11条、「大学院」第14条の3
■自己点検・評価のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・授業評価の適切な実施（学生からの意見聴取）及び結果の組織的な活用 ・授業評価結果の学生に対する公表 ・学生、修了生からの意見の把握・分析（これまでの実施実績を含む） ・未修者／既修者（法曹コース出身者を含む）、在学中受験者などの区分も含めた司法試験の合格状況等の把握・分析（法曹コース出身者の合格率の厳密な分析を含む） ・標準修業年限で修了した学生数・割合の把握・経年的な把握・分析 ・修了生の進路状況の把握・分析 ・各種分析結果を踏まえた、学位授与方針に示した修了時に学生が身に付けるべき資質・能力（学習成果）の修得度合い（学生の強み・弱み）に関する検証の実施 ・上記の検証結果を活用した教育課程及び内容・方法の改善への取組み（実施体制・実績）

■留意点

- 1 組織的な教育課程及び内容・方法等の改善・向上のため、次の点を踏まえて授業評価を行っていること。
 - ・ 授業評価の実施範囲については、全科目を対象とすることとし、実施回数については、開講期間中に少なくとも1回は実施されていること。
 - ・ 授業評価アンケートの回収率が低い場合には、その改善に向けた取り組みを行っていること。
 - ・ 授業評価の結果を組織的に反映する取り組みを行っていること。
 - ・ 授業評価の結果については、学生に対して少なくとも全体的な傾向を示した内容が公表されていること。
 - 2 学生及び修了生の意見を把握・分析していること。
 - 3 司法試験の合格状況等について、法科大学院全体の状況のみならず、特別選抜により連携法科大学院に進学した法曹コース出身者（法学部3年次終了後に早期卒業により法科大学院既修者コースに入学した者や、それ以外の者も含む。）など、区分ごとの状況も把握・分析していること。特に、法曹コース出身者の合格率について厳密な検証を行っていること。
 - 4 標準修業年限での修了者数、修了率及び進路に関する情報を把握・分析していること。
 - 5 上記1～4の分析結果を踏まえ、学位授与方針に示した学習成果の修得の度合い（学生の強み・弱み）に関する検証を行っていること。
 - 6 上記5の結果を踏まえた教育課程及び内容・方法の改善を図り、法科大学院として責任ある教育を実施することを担保していること。
- ※ 学習成果の検証として、各法科大学院がそれぞれ独自に定める「法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及び能力並びに素養」についても検証を行っている場合、その内容が2010（平成22）年9月に「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究班」が公表した「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」の水準と同等又はそれ以上であるか否か（内容的に同一である必要はないが、同程度以上のレベルであること。）に留意したうえで評価する。ただし、「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」と各法科大学院がそれぞれ独自に定めた「法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及び能力並びに素養」の対応を項目ごとにチェックするような評価を行うわけではないので、各法科大学院はそれぞれ一定の自由度をもって「法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及び能力並びに素養」を定めてさしつかえない。

■想定根拠資料

- ・ 授業評価に関する定め及び結果報告書（学生の自由記述が掲載されている資料を含む）
- ・ 授業評価結果の組織的な活用にかかる資料

<ul style="list-style-type: none"> ・司法試験の合格率の分析、修了生の進路状況にかかる資料 ・学生の学習成果の修得度合いを検証する仕組み（測定項目、測定指標、分析・評価基準等）に関する資料 ・学習成果の検証結果に基づく組織的取組みの状況が把握できる資料
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <p>留意点1に関する指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学生による授業評価」（アンケート）の保管・検証が適切に行われていない。（H25 南山） ・大学が独自に定めた法曹として備えるべき基本的素養の水準を担保する取組みが教員の自主的取組みに委ねられてしまっており、授業科目の内容が水準を満たすものであるかどうかを組織的に点検・検証するため、より実効性のある仕組みを設けることが望ましい。（H30 明治） <p>留意点5に関する指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コア・カリキュラム及び「学習進捗状況確認表」が未完成であり、教育効果の達成状況を測定する仕組みが整備されていない。（H25 神奈川、H25 桐蔭横浜） ・理念・目的及び教育目標がどの程度達成されているかという観点からの教育効果の測定に関しては、手つかずに留まっていることから、測定方法の構築が望まれる。（H26 愛知学院） <p>留意点6に関する指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法試験の合格率に問題があるが、これに対する組織的・継続的な取組み等が認められない。（H30 南山）

基礎要件データ表9：司法試験の合格状況等の把握

（司法試験の合格状況を把握し、教育成果を検証していること。）

■過去の評価結果における指摘事項例

※評価の視点2-12の指摘事項例参照

項目：学生の受け入れ

<p>2-13 選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に沿った入学者選抜を適切かつ公正に実施していること。また、複数の入学試験を設けている場合には、各々の選抜方法の位置づけ及び関係を明確にしていること。</p>
<p>■関連する法令、No、条項</p> <p>「専門院」第20条、「連携法」第2条</p>
<p>■自己点検・評価のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選抜方法及び手続の公表

<ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜の組織体制、手続の明確化 ・実施している入学者選抜の方法（入学試験の種類）と学生の受け入れ方針との整合性 ・選抜基準の明確化など、入学者選抜の公正性を確保するための仕組み ・各選抜方法の位置づけ及び関係の明確性
<p>■留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法学未修者入試に際して、法学の知識の有無が分かる資料によって配点していないこと。 2 いわゆる飛び入学者を受け入れている場合、対象者を受け入れるための適切な方針を有していること。 3 合理的な根拠に基づいて各選抜試験を区別していること。
<p>■想定根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の受け入れ方針
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <p>留意点1に関する指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法学未修者選抜において法学に関する資格・検定を加点している。(H26 愛知学院) <p>留意点3に関する指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「司法試験予備試験短答式合格者対象入学試験」の設定に合理的理由・根拠が認められない。(H26 愛知学院)
<p>2-14 入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。また、学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み・体制等を設け、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置を適切に講じていること。</p>
<p>■関連する法令、No、条項</p> <p>「大学院」第10条</p>
<p>■自己点検・評価のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員管理を適切に行うための仕組み・体制 ・入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率、競争倍率の把握、分析 ・上記のデータに基づく定員管理の適切性 ・(大幅な定員超過・不足が生じている場合のみ) 定員管理の是正に向けた措置の実施状況の適切性 <p>※大幅に定員を超過している場合、定員が未充足な場合には、必ずこれらの課題を改善するための取組み、取組みの計画・実績を説明すること。</p>
<p>■留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入学者数及び在籍学生数の管理、競争倍率については、経年的に以下2～4の状態と

<p>なっていないこと。なお、ここでいう経年的とは、当分の間、5年間の評価対象期間のうち、3年以上該当する場合とする。</p> <p>2 入学定員に対する入学者数比率と収容定員に対する在籍学生数比率が、それぞれ1.10以上、又は0.50未満となっていないこと。ただし、ここでの収容定員とは、法学未修3年分の入学定員と法学既修2年分の入学定員とを合計した数とする。</p> <p>3 入学者数が、10名未満となっていないこと。</p> <p>4 入学者選抜における競争倍率が、経年的に2倍未満となっていないこと。</p> <p>5 特別選抜（5年一貫型教育選抜・開放型選抜）の入学定員が当該法科大学院の入学定員の2分の1を超えていないこと。また、5年一貫型教育選抜の入学定員が、原則として当該法科大学院の入学定員の4分の1以内となっていること。</p>
<p>■想定根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生募集要項 ・入学者選抜に関する規則（研究科規程等） ・入学者選抜試験に関する業務の実施体制についての定め（研究科規程等）
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学定員・収容定員の充足率が経年的に過度の不足となっている。（H26 愛知学院、H25 広島修道、H25 白鷗、H25 日本、H25 中京、H25 甲南、H25 関東学院、H30・R05南山） ・2018年度の定員削減以降、経年的に入学定員を超過する状態が発生していた一方で、2023年度は定員割れを生じており、今後はさらに実質的な競争倍率に留意した選抜を実施しつつ適切な定員管理を行うことが求められる。（R05明治）

基礎要件データ表 10：定員管理

（定員を適正に管理していること）

■過去の評価結果における指摘事項例

※評価の視点 2-14 の指摘事項例参照

項目：入学者の多様性の確保

2-15 入学者選抜の実施方法、実施時期その他の入学者選抜の実施に関する事項について、多用な経験を有する者を入学させるために、適切な配慮を行っていること。

■関連する法令、No、条項

「連携法」第2条、第10条、「専門院」第19条

■自己点検・評価のポイント

- ・各法科大学院における「社会人」「実務等経験者」の定義の明確化
- ・学部卒学生のみならず、「社会人」「実務等経験者」を受け入れるための配慮・工夫
- ・「社会人」「実務等経験者」の入学者選抜方法

・「社会人」「実務等経験者」の入学者選抜に係る評価方法
■留意点
1 「社会人」「実務等経験者」等の定義については、各法科大学院が独自に定義することができるが、その内容があまりに抽象的又は広範なものでないこと。
■想定根拠資料
・入学者選抜における競争性の確保に関する資料
■過去の評価結果における指摘事項例
・「実務等の経験を有する者」の概念が明確にされていない。(H19 慶應義塾)

項目：適正、能力等の評価及び判定

2-16 【重要視点】 入学者の適性、能力等に対する適確かつ客観的な評価により、適切な水準の学生を受け入れていること。法学未修者の受け入れにあつては、文部科学省の「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」を踏まえて入学者選抜を行っていること。
■関連する法令、No、条項
「専門院」第20条、法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン
■自己点検・評価のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験の内容（入学者の適性、能力等の評価方法） ・適切な水準の学生の受け入れ ・法学未修者に対する入学者選抜方法の工夫、「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」の遵守
■留意点
<p>法学未修者選抜の方法については、以下の点に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法科大学院における履修の前提として要求される資質を判定する方法として、①小論文又は筆記試験、②対面による審査、③書面による審査、④法科大学院統一適性試験に類似した試験（法科大学院統一適性試験の過去問を活用するなどして法科大学院統一適性試験に類似した試験を同程度の問題数で実施する場合）から適切な組合せによって試験を実施すること。 2 ①小論文又は筆記試験に関しては、読解力を判定するための長文読解の要素を含め、かつ、少なくとも合わせて1,000字程度の記述とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ②対面による審査に関しては、人物審査及び能力審査を実施すること。 ③書面による審査に関しては、実績等審査及び能力審査を実施すること。 3 上記1①から④の選抜方法の組み合わせについては、①小論文又は筆記試験（題材設定や設問が単なる知識等を試すものではなく、適切に資質を判定することのできるものとなるよう留意が必要）を課すことが基本であり、また、様々な方法や観点による入学者選抜となるよう工夫することを必要とし、少なくとも③書面による審査に

については実施すること。

- 4 社会人や他学部出身者を対象として、特に優れた資質を有する者を選抜するための入学者選抜を実施する場合は、①小論文又は筆記試験を実施せず、対面による審査と書面による審査との組み合わせによっても実施することができる。

この場合、法科大学院における履修の前提として要求される資質を総合的に判定することとし、対面による審査は、1,000字程度の長文を読ませた上で、それについての口頭試問を行うなど、読解力を判定することが可能となる要素を含む能力審査であること、また、書面による審査は一定量の記述を伴う志望理由書等の書面を本人が作成したことを確認する場合は、法科大学院における履修の前提として要求される資質を総合的に判定することができる。

- 5 上記以外の方法を採用する場合、当該選抜方法によって、受験者の資質を適確かつ客観的に判定できていることを対外的に説明できること。

■想定根拠資料

- ・入学試験要項
- ・入学試験問題・答案（過去3年分）

■過去の評価結果における指摘事項例

なし

2-17 【重要視点】

法学既修者コースの選抜（一般選抜及び特別選抜）は、5年一貫型教育選抜を除き論文式の試験を含むものとし、適切な選抜基準・手続に基づき公正に行うとともに、既修単位の認定についても明確な基準・手続のもとで実施していること。また、これらの基準・手続を、適切な方法で事前に公表していること。

■関連する法令、No、条項

「専門院」第25条

■自己点検・評価のポイント

- ・法学既修者コースの選抜方法、基準・手続
- ・法学既修者コースの選抜の適切な実施
- ・既修単位の認定基準・手続及びその適切性
- ・上記に係る基準・手続の公表

■留意点

- 1 国家資格や検定試験等の成績のみにより、法学既修者認定又は一部科目の単位免除を行っていないこと。
- 2 法学既修者認定試験で課す科目については、以下の通りとすること。
 - ①原則として1年次配当の法律基本科目群の必修科目を対象とすること。ただし、法学未修者の法律基本科目の指導の充実の見地から、1、2年次に最大10単位の増

<p>加措置を講じている場合には、2年次の増加分を認定科目の対象とするものとする。</p> <p>②各法科大学院は、それぞれの試験科目につき適切な最低基準点を設定すること。</p> <p>③法学既修者認定試験の憲法、民法及び刑法に関する科目については、法的な文書作成能力を評価できるよう、配点の少なくとも半分を論述式とすること。</p> <p>④憲法、民法及び刑法以外の法学既修者認定試験の科目については、論述式若しくは短答式又はその併用とすること。</p> <p>3 憲法、民法及び刑法以外の試験科目につき、最低基準点に満たない得点の科目又はあらかじめ認定科目の対象としていない科目がある場合には、1、2年次に法律基本科目の増加措置を講じた際の2年次増加分を含めて、8単位を上限として認定科目の除外とし、入学後に履修することができるものとする(基礎要件データ表6留意2②参照)。</p> <p>4 法情報調査を扱う科目等については、法学既修者認定試験による履修免除判定には適さないこと。</p>
<p>■想定根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既修者認定基準・手続きにかかる資料 ・入学試験問題・答案(過去3年分) ・既修者認定試験問題(入学後に実施するもの)及び認定者の答案(過去3年分)
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <p>留意点1に関する指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「司法試験予備試験短答式試験合格者対象入学試験」において法律基本科目試験を課さずに法学既修者として認定している。(H26 愛知学院) <p>留意点2に関する指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「法学既修者コース」の各科目の最低基準点が設定・公表されていない。(H25 白鷗) ・法学既修者入試の民事訴訟法、刑事訴訟法については論文式の出題をしておらず、これらの科目における志願者の論述能力の有無を判断するには不十分である。(R04法政) <p>留意点4に関する指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法学既修者認定試験の基準等の公表が不十分であり、また、「司法制度論」が履修免除科目として不適切である。(H25 神奈川)

項目：学生支援

2-18 適切な体制のもと、教員と事務職員等の役割分担と連携により、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。

■関連する法令、No、条項

なし
<p>■自己点検・評価のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制、支援事例 ・各種ハラスメントに関する規程及び相談体制の整備と周知 ・経済的支援についての相談・支援体制、支援事例 ・障がいのある者への相談・支援体制、支援事例
<p>■留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制を整備し、効果的な支援を行っていること。メンタル面での相談・支援体制が十分に整備され、学生が相談しやすいような環境づくりが行われていること。 2 各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、かつそれらを学生に周知していること。 3 奨学金などの経済的支援についての相談・支援体制が整備、運用されていること。 (全学の仕組みの場合には、必ず法科大学院生が利用できるもの、運用実績のあるものであることが必要) 4 障がいのある者を受け入れるための相談・支援体制が整備されていること。施設等のハード面だけでなく、ノート・テイク等ソフト面での支援体制が整備されていること。(同上)
<p>■想定根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種ハラスメントに対応する規則及びパンフレット ・奨学金・教育ローンなどの経済的支援制度が分かる資料 ・障がいがある者への支援体制・実施状況が分かる資料 ・保健室、学生相談室等の設置体制と当該法科大学院学生の利用実績データ ・学生生活の相談、助言、支援体制に関する定め(学生相談室規程、広報資料等)、実績データ
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アカハラ・パワハラ等についての規程が存在しない。(H21 愛知学院) ・学生に対する経済的支援策の一層の拡充、特に支援機構の奨学金について、1種・2種の併願を認める運用にするべきである。(H21 龍谷)
<p>2-19 下記のような取組みによって、教員と事務職員等の役割分担と連携により、学生の円滑な学習を支援していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助教員による予習・復習等に係る相談・支援等の学習支援を行っていること。 (2) 補助教員による学習支援については、各法科大学院において、補助教員の役割や求められる能力、担当教員との連携、学生への指導方法などについて方針を定め、その方針に沿って行っていること。
<p>■関連する法令、No、条項</p>

なし
<p>■自己点検・評価のポイント</p> <p>(1) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の授業に際しての予習、授業後の復習に関する相談・支援等の体制・方法（例：アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等の配置） <p>※履修指導に関する取組みは2-7に該当するので、ここでは履修後の授業・学習の相談・支援が該当する。</p> <p>(2) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助教員の役割や求められる能力、担当教員との連携、学生への指導方法等についての方針の策定 ・方針に則した正課外での学習支援・相談の実施 <p>※留意点を参照し、正課外での支援・相談が適切に実施されていることを説明すること。</p>
<p>■留意点</p> <p>1 正課外での学習支援・相談においては、法科大学院以外の組織（法学部や法曹養成関連の研究所等）であっても、答案練習会等を実施している組織及びその活動に、法科大学院が積極的に関与又は勧誘することによって、法科大学院の学生が参加しているものを含む。</p>
<p>■想定根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助教員の役割や求められる能力、担当教員との連携、学生への指導方法等に関する方針等 ・学習の相談、助言、支援体制に関する定め、実績データ
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <p>基準（1）（2）に関する指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士などによる「支援ゼミ」の監督体制が適切でない。（H29 慶應義塾、R04 法政） ・特任講師については、指導上の役割を明確にしたうえで制度を運用することが望まれる。（R04法政）
<p>2-20 進級要件等を満たさないなどの学力が振るわない学生、休学者及び退学者の状況、理由の把握及び分析に努め、教員と事務職員等の役割分担と連携により、適切に指導等を行っていること。</p>
<p>参考 「基礎要件データ表22：留年・休学・退学の状況」に関連</p>
<p>■関連する法令、No、条項</p> <p>なし</p>
<p>■自己点検・評価のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成績不振な学生、休学者及び退学者の状況と理由の把握、分析

<p>・成績不振な学生、休学者及び退学者に対する指導</p> <p>※進級制度等の措置については2-10に記載するため、ここでは、進級要件を満たさずに留年した学生に対する指導（学習の支援を含む）等についての取組み内容を記載する。</p>
<p>■留意点</p> <p>なし</p>
<p>■想定根拠資料</p> <p>・成績不良者への指導方法・体制に関する定め</p>
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <p>・指導教員等による休学・退学を希望する者への対応がなされていない。(H20 中京)</p> <p>・相当数の者が毎年原級留置・休学・退学していることから、原級留置のリスクのある学生を早期にピックアップし、原級留置となる以前に適切な学習指導・支援を行うなど、より一層の組織的な改善策を検討する必要がある。(R05明治)</p>
<p>2-21 学生の学習効果を高めるため、学生が自主的に学習できるスペース、学生相互の交流のためのラウンジ等を設けていること。</p>
<p>■関連する法令、No、条項</p> <p>なし</p>
<p>■自己点検・評価のポイント</p> <p>・自習室、ラウンジの整備状況（広さ、仕様、学生数との対比など）</p> <p>・自習室の利用環境（開室日・時間など）</p>
<p>■留意点</p> <p>1 自習室については、法科大学院の収容定員と同数程度の座席が教室から近接した場所に確保されていること。</p> <p>2 自習室の利用時間については、図書館の開館時間、学生の通学条件、安全管理等に関する方針等を考慮すること。</p> <p>3 修了生に対して一定期間の自習室の利用を認める等、修了生に対する施設面での配慮がなされていること。</p>
<p>■想定根拠資料</p> <p>・自習室、ラウンジ等の学生向け案内資料（学生便覧・履修要項等）</p>
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <p>留意点1・3に関する指摘事項例</p> <p>・原級留置者や修了生の利用も勘案し、学生の自習室のスペースに問題がないか検討を要する。(H20 広島修道)</p> <p>・学生の自習等に活用されている大学院学生共同研究室及びディスカッションルームは、授業等が主に実施される建物と離れた場所に位置しており、学生にとって移動の</p>

負担があるうえ、建物及び設備の老朽化もあって、長期間かつ長時間の学習環境として良好とは言い難い。(R05明治)

2-22 図書館(図書室)は、学習及び教育活動に必要かつ十分な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境が学習及び教育活動を支えるものとして十分なものであること。

■関連する法令、No、条項

「大学院」第21条

■自己点検・評価のポイント

- ・図書資料等の整備状況(種類、冊数、形態(書籍、電子ジャーナルなど))
- ・図書館(図書室)の開館日・時間
- ・学生の利便性への配慮
- ・図書資料等の整備状況と利用環境を踏まえた図書館(図書室)の適切性

■留意点

- 1 開館(室)日については、原則として、日曜も含め毎日開館(室)すること。ただし、長期休暇期間等においては日祝日や特定日を休館(室)としてもよい。
- 2 開館(室)時間については、授業時間を考慮し、少なくとも授業開始前及び最終授業終了後(夜間開講の場合は22時まで)の利用も可能となるよう開館(室)されていること。

■想定根拠資料

- ・図書館利用に関する規程等
- ・開館時間、座席数、学術情報サービスの提供状況がわかる資料(図書館利用ガイド等)

■過去の評価結果における指摘事項例

2-22 全体に関する指摘事項

- ・図書自習室の蔵書数が十分なものとはいえない。(H25白鷗)

留意点1に関する指摘事項

- ・学生のニーズを考慮したうえで、図書館の日曜日開館に向けた検討が必要である。(H20白鷗)

2-23 適切な体制のもと、教員と事務職員等の役割分担と連携により、進路選択・キャリア形成に関する相談・支援、修了生の進路等の把握が行われていること。

■関連する法令、No、条項

なし

■自己点検・評価のポイント

- ・学生の進路・キャリア形成に関する相談・支援体制、支援事例

<p>・適切な体制のもとでの修了生の進路等の把握</p> <p>※修了生の進路等について把握した結果は、評価の視点 2-13 で主に扱い、ここでは情報を把握するための体制について記述する。</p>
<p>■留意点</p>
<p>なし</p>
<p>■想定根拠資料</p>
<p>・進路選択・キャリア形成に関する相談・支援体制に関する体制・規程</p> <p>・進路選択・キャリア形成に関する相談・支援に関する学生向け実施案内・配付資料等</p> <p>・修了生の進路が把握できる資料</p>
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p>
<p>・組織的な修了者の進路把握がなされておらず、法曹以外の進路指導が不十分である。</p> <p>(H30・R05南山、R05明治)</p>

3 教員・教員組織

項目：教員組織の編制方針

3-1 教員組織の編制方針を定め、法科大学院の教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的な設計（デザイン）（教員数、分野構成、研究者教員と実務家教員のバランス）を明確にしていること。
■関連する法令、No、条項
なし
■自己点検・評価のポイント
・教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の編制方針（教員数、分野校正、研究者教員と実務家教員のバランスについての考え方等）の明示
■留意点
なし
■想定根拠資料
・教員組織の編制方針
■過去の評価結果における指摘事項例
なし

項目：教員組織の編制

3-2 教員組織の編制方針を踏まえ、教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織を適切に編制していること。専任教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏らないものであるとともに、ジェンダーバランスなどの多様性に考慮したものであること。
■関連する法令、No、条項
なし
■自己点検・評価のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・教員組織の編制方針と実態との整合性 ・専任教員における男女構成、バランス ・専任教員における年齢構成、バランス
■留意点
なし
■想定根拠資料
<ul style="list-style-type: none"> ・法律基本科目の科目別の担当専任教員数 ・専任教員の担当授業科目等一覧 ・過去5年間の専任教員の研究業績等一覧
■過去の評価結果における指摘事項例
・専任教員に女性が1名もおらず、男女構成比率に配慮がなされていない。(H25 白

鷗)

- ・女性教員の割合が低く、ジェンダーバランスへの配慮が求められる。(R04法政、R05明治)
- ・専任教員に占める女性教員・若手教員比率及び実務家教員比率の向上が求められる。(R05同志社)
- ・61歳以上のものが半数を占める一方、40歳以下の者が存在しない。(H30 明治)
- ・60歳以上の教員が過半数を占めている。(R04法政)
- ・専任教員の年齢構成において60歳代、50歳代が大半を占める状況が経年的に続いていることから、多様性を考慮した教員組織に向けて改善が求められる。(R05明治)

基礎要件データ表 11：専任教員数

(法令上必要とされる人数の専任教員が配置されていること)

■過去の評価結果における指摘事項例

なし

基礎要件データ表 12：教授の割合

(法令上必要とされる専任教員数の半数以上が教授で構成されていること)

■過去の評価結果における指摘事項例

なし

基礎要件データ表 13：実務家教員

(専任教員に占める実務家教員の割合がおおむね2割以上であること)

(実務家教員は、いずれも5年以上の実務経験を有するとともに、高度の実務能力を有すること。)

※実務家教員に該当する業績等は、基礎要件データ表 15 の留意事項 1～3 を参照。

■過去の評価結果における指摘事項例

なし

基礎要件データ表 14：みなし専任教員

(実務家教員のなかに「みなし専任教員」を置く場合には、その人数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること)

(「みなし専任教員」は教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っていること)

■過去の評価結果における指摘事項例

- ・みなし専任教員は、カリキュラムに関する事項の審議決定以外について、教授会の構成員として扱われていない。(H20 甲南)

<p>基礎要件データ表 15：専攻分野における業績、技術・技能又は知識・経験及び高度の教育上の指導能力</p> <p>(専任教員は、専攻分野における優れた業績、技術・技能又は知識・経験を有するとともに、高度の教育上の指導能力を備えていること。)</p>
<p>■留意点</p> <p>基礎要件データ表 15 の留意事項 1～5 を参照</p>
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <p>表 15 の留意事項 1 に関する指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> 専任教員に当該分野の過去 5 年間の研究業績が存在しておらず、高度の指導能力を有する者とは認められない。(H24・29 法政、H21・26 愛知学院、H25 名城、H25 白鷗、H25 桐蔭横浜、H25 関東学院、H25 関西、H20 東北学院) <p>同留意事項 2 に関する指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> 民法分野の講義科目を担当する専任教員(実務家)については、研究業績が認められないことから、当該分野に関する高度な指導能力を備えた者とは認められないとともに、刑事訴訟法分野の講義科目を担当する専任教員(実務家)については、研究業績が存在せず、刑事実務の関する経験も十分なものとはいえないことから、当該分野に関する高度な指導能力を備えた者とは認められない。(H25 桐蔭横浜)

<p>基礎要件データ表 16：専任教員の年齢構成</p> <p>(教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏っていないこと)</p>
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <p>※評価の視点 3-2 の指摘事項例参照</p>

<p>基礎要件データ表 17：専任(兼務)教員</p> <p>(他の学部又は研究科の基幹教員等が当該専門職大学院の専任教員として取り扱われる(ダブルカウントされる)場合には、その人数、期間等が法令上の規定に則したものであること)</p>
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <p>なし</p>

<p>基礎要件データ表 18：各科目への専任教員の配置</p> <p>(各科目に関して専任教員を適切に配置していること)</p>
<p>■留意点</p> <p>基礎要件データ表 18 の留意事項 1～5 を参照</p>
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p>

- ・憲法を担当する専任教員（研究者）につき過去5年間の研究業績が認められず、その結果、憲法担当の専任教員が事実上不在となっている。(H26 愛知学院)

項目：教員の募集・任免・昇格

3-3 教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。
■関連する法令、No、条項 なし
■自己点検・評価のポイント ・教員の募集・任免・昇格に関する規程・基準の整備 ・教員人事の手続における透明性・適切性の確保
■留意点 なし
■想定根拠資料 ・教員人事関係規程等（教員選考委員会規程、教員資格審査規程、教員任免・昇格規程等） ・専任教員の募集、任免及び昇格に関する基準
■過去の評価結果における指摘事項例 ・教員人事に適用される規程・基準が法科大学院の専任教員に適したのではなく、また、実務家教員については規定が存していない。(H25 南山)

項目：教員の資質向上等

3-4 教育上の指導能力及び大学教員に求められる職能（研究活動を含む）の向上を図る機会を設けるなど、専任教員の資質向上を図るための組織的な研修等の実施に努めていること。
■関連する法令、No、条項 なし
■自己点検・評価のポイント ・専任教員の資質（教育力の向上、大学教員に必要な知識等の修得）を向上させるための組織的な取組み・活動実績 ※上記の取組みには、当該法科大学院が独自で取り組んでいること以外に、全学的な教員を対象とした研修や各種補助金の申請に向けた研究力向上のための取組みなども含む。その他、学外の法科大学院関連組織における研修、法科大学院に関する情報を得るための会議参加なども該当する。
■留意点 全学的な研修には、全学的なハラスメント研修、新任研修等も含まれること。

<p>■想定根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FD実施組織に関する規程等 ・FDの実施・参加状況（過去3年分程度） ・授業評価・授業参観等の実施方法が分かる資料 ・授業評価結果報告書、授業参観報告書
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <p>なし</p>

<p>3-5 専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。</p>
<p>■関連する法令、No、条項</p> <p>なし</p>
<p>■自己点検・評価のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の教育研究活動等の評価システムの構築・実施 ・教員個人による各活動（教育活動、研究活動、組織の運営に係る活動、社会的な活動）に対する評価の実施
<p>■留意点</p> <p>なし</p>
<p>■想定根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価の方法、手続等がわかる資料（規程、手引等） ・評価の実施状況がわかる資料
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任教育の教育・研究活動をより積極的に評価する方法を開発する余地があるほか、「組織内運営等への貢献」「社会への貢献」を評価する仕組みの整備が必要である。 <p>(H29 法政)</p>

項目：教育研究条件・環境及び人的支援

<p>3-6 専任教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定（授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保証、研究費の支給等）、環境整備（研究室の整備等）、及び人的支援（TA等）を行っていること。</p>
<p>■関連する法令、No、条項</p> <p>「大学院」第22条の3</p>
<p>■自己点検・評価のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任教員の授業担当時間の設定と実態、研究専念期間等の設定と活用状況、研究費の支給状況

<ul style="list-style-type: none"> ・研究室の整備等の教育研究環境 ・人的支援体制
<p>■留意点</p> <p>1 授業担当時間については、年間の上限を30単位程度を目安とし、みなし専任教員の場合には、15単位程度を目安とすること（専任教員の授業担当時間数については、基礎要件データ表14を参照）。</p>
<p>■想定根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業担当時間の定めが分かる資料 ・専任教員の担当授業科目等一覧（様式任意） ・研究専念期間（サバティカル）制度の内容・利用実績（過去3年分程度）が分かる資料 ・TA制度の概要（TAに対する研修の内容・方法等を含む）・利用実績（過去3年分程度）が分かる資料
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任教員の授業負担が過重であり、責任コマ数の軽減措置や在外研究制度及び特別研究者制度の利用率増加が必要である。（H25 明治） ・教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備について、教育・学習指導の面におけるより明確な制度化と充実が必要である。（H19 法政）

4 法科大学院の運営と改善・向上

項目：法科大学院の運営

4-1 法科大学院固有の意思決定及びその遂行を担う組織体制に加え、事務組織を整備し、教員と事務職員等との役割分担と協働により、法科大学院の適切な運営を行っていること。
■関連する法令、No、条項 なし
■自己点検・評価のポイント <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院の運営に係る組織体制（教授会、研究科委員会等）の整備 ・事務組織の整備 ・法科大学院の運営に係る規程（法科大学院学則、研究科規則等）の整備 ・上記の規程等を用いた教職協働による適切な運営
■留意点 なし
■想定根拠資料 <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院学則、研究科規則、教授会等の規程 ・研究科長等の権限・任命等に関する規程 ・教授会等の開催記録（各回の議題が分かるもの）
■過去の評価結果における指摘事項例 <ul style="list-style-type: none"> ・役職者の選任その他の管理運営に関する規程の整備がなされていない。（H20 東北学院）

4-2 教育等の企画・運営等における責任体制が明確であること。
■関連する法令、No、条項 なし
■自己点検・評価のポイント <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院の長に係る規程の整備 ・法科大学院の長を選出するための手続・方法 ・法科大学院の長を中心とする教育の企画・運営等における責任体制（教授会・教務委員会等）の明確性
■留意点 1 法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用されていること。
■想定根拠資料 <ul style="list-style-type: none"> ・関係委員会規程

・研究科長等法科大学院の長の任免に関する定め（研究科規程等）
■過去の評価結果における指摘事項例
<ul style="list-style-type: none"> ・専任教員組織の長の任免に関する手続き・判断基準が明確でない。(H19 慶應義塾) ・法務研究科長の選任に関与する選考委員会のメンバーの過半数が法務研究科教授会構成員以外の者で構成されている。(H20 大阪学院)

4-3 【重要視点】 法曹養成連携協定を締結している場合、同協定において連携法科大学院が行うこととされている事項が適切に実施されていること。
■関連する法令、No、条項
「連携法」第6条
■自己点検・評価のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・法曹コースとの法曹養成連携協定の締結状況 ・協定に基づいた法科大学院の取組み状況の適切性
■留意点
なし
■想定根拠資料
・法曹養成連携協定に関する資料
■過去の評価結果における指摘事項例
なし

項目：自己点検・評価と改善活動

4-4 自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体制のもとで組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。その際、学生や修了生等の意見を勘案するなど、多角的な視点に立つ工夫をしていること。また、その結果を教育研究の改善・向上に結び付けていること。
■関連する法令、No、条項
「学教法」第109条第1項、「学教法施規」第158条、第166条
■自己点検・評価のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院における自己点検・評価の組織・体制、手続 ・自己点検・評価の定期的な実施（実施サイクル、これまでの実施状況） ・自己点検・評価における多角的な視点を採り入れるための工夫 ・自己点検・評価の結果に基づく改善状況・事例
■留意点
なし

<p>■想定根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価の体制・手続等に係る規程等 ・自己点検・評価報告書（前回認証評価の後に作成したもの） ・改善・向上の実績を示す資料
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価の体制はあるものの改善に結びついておらず、更なる取組みが必要である。(H29 法政)

<p>4-5 認証評価等において改善の必要性を指摘されたものについては、適切に対応していること。</p>
<p>■関連する法令、No、条項</p> <p>なし</p>
<p>■自己点検・評価のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の法科大学院認証評価における検討課題、勧告等の指摘事項 ・上記の指摘事項に対する改善状況（改善を検討する組織・体制、改善の実績） ・法科大学院認証評価機関への改善報告等の状況、改善報告に対する評価 ・改善報告書検討結果の受領後の対応 ・その他改善の必要性を指摘された事柄への対応状況
<p>■留意点</p> <p>なし</p>
<p>■想定根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応の手続・体制が分かる資料 ・改善報告書、改善報告書検討結果等（前回本協会の認証評価を受けている場合のみ） ・指摘に対する改善状況を示す資料 ・設置計画履行状況等調査関係資料
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の認証評価で指摘された事項について改善が十分でない。(H29 法政、R05南山)

項目：社会との関係、情報公開

<p>4-6 教育課程連携協議会を活用するなど、社会の意見を法科大学院の教育や運営、その改善・向上において勘案していること。</p>
<p>■関連する法令、No、条項</p> <p>「専門院」第6条の2</p>
<p>■自己点検・評価のポイント</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程連携協議会の開催、同協議会から出された意見の概要 ・教育課程連携協議会からの意見に基づく教育課程への反映状況 <p>※教育課程連携協議会の構成については、基礎要件データ表 19 に記載するため、当該評価の視点での自己点検・評価は必要ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、社会からの意見を取り入れるための仕組み ・社会からの意見への対応、教育内容・方法等の改善・向上への活用状況
<p>■留意点</p> <p>なし</p>
<p>■想定根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程連携協議会等の議事録（過去3年分程度） ・教育課程連携協議会等の意見を勘案して改善・向上を図ったことを示す資料（議事録等）
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <p>なし</p>

<p>基礎要件データ表 19：教育課程連携協議会の設置及び構成 （教育課程連携協議会を設置していること） （教育課程連携協議会の構成が適当であること）</p>
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <p>なし</p>

<p>4-7 当該専門職大学院の運営と諸活動の状況について情報を公開し、説明責任を果たしていること。また、その使命・目的や活動状況について社会の理解形成に向けて取り組んでいること。</p>
<p>参考 基礎要件データ表 20：法科大学院における情報の公表に関連</p>
<p>■関連する法令、No、条項</p> <p>「連携法」第5条、「専門院」第20条の7</p>
<p>■自己点検・評価のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開に関する規程の整備 ・ホームページ等を通じた情報公開の状況・適切性 <p>※法令事項に関するホームページでの公表内容については、基礎要件データ表 20 に記載するため、詳細を自己点検・評価する必要はなく、一般社会に分かりやすく公表しているかを自己点検・評価すること。</p>
<p>■留意点</p> <p>なし</p>

<p>■想定根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開に関する規程 ・適切な情報公開と説明責任が果たされる体制及び実績データ（ウェブサイト、大学案内、各種パンフレット）
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開のための規定等の整備が進んでいない。（H25・30 明治、H30 同志社、H24・29・R04慶應義塾、H20・25 白鷗、H21 龍谷、H21 愛知学院、H20 名城、H20 広島修道、H20 日本、H20 南山、H20 東北学院、H20 中京、H20 駿河台、H20 関東学院、H20 甲南、H20 関東学院、H20 関西、H20 神奈川、H20 大阪学院）

<p>基礎要件データ表 20：法科大学院における情報の公表 （法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律定める事項を公表していること） （専門職大学院設置基準で定める事項を公表していること） （学校教育法施行規則第 158 条で定める事項を公表していること） （学校教育法施行規則第 172 条の 2 で定める事項を公表していること） （＜連携法科大学院のみ＞法曹養成連携協定に関する運用ガイドラインで定める事項を公表していること）</p>
<p>■過去の評価結果における指摘事項例</p> <p>なし</p>